JAPAN POWER FASTENING CO.,LTD.
最終更新日：2016年4月5日
日本パワーファスニング株式会社
代表取締役会長兼社長 土肥　雄治
問合せ先：06-6442-0951
証券コード：5950
http://www.jpf-net.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、社会から必要とされる企業として持続的な成長と長期的な企業価値の向上を図ること、並びに経営の意思決定の透明性・公平性を確保しつつ迅速で効率的かつ健全な企業経営を行うことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。遵法精神と企業倫理の徹底、株主をはじめとするステークホルダーとの協調、経営体制並びに内部統制システムの整備・強化、適切な情報開示と透明性の確保に向け、ステークホルダーからの要請や社会動向等を踏まえつつ、適宜必要な施策を実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
積水ハウス株式会社	3,877,200	20.75
土肥智雄	1,510,000	8.08
土肥雄治	1,504,000	8.05
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	1,000,000	5.35
株式会社みずほ銀行	766,427	4.10
株式会社池田泉州銀行	762,668	4.08
株式会社滋賀銀行	753,847	4.03
木田芳佑	367,000	1.96
日本生命保険相互会社	341,561	1.83
モリテックスチール株式会社	212,864	1.14

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12 月
業種	金属製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社には、親会社及び上場子会社はありません。また、支配株主は存在しません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	12 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
本郷　修	弁護士								○			
加藤弘之	公認会計士								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本郷　修	○	○	当社は本郷修氏がパートナーを務める本郷・藤原法律事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、顧問弁護士は他の弁護士であります。 その顧問料は僅少であり金額的重要性はありません。	本郷修氏は、経験豊富な弁護士であり、当社の遵法面及び経営全般の適正の確保をするために有益な人選と考えております。なお、同氏は当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、上記属性項目の一部に該当するものの、当社との間に特段の利害関係はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。
加藤弘之	○	○	当社は加藤弘之氏が代表を務める税理士法人エクジットと税務会計顧問契約を締結しておりますが、その顧問料は僅少であり金額的重要性はありません。	加藤弘之氏は、経験豊富な公認会計士及び税理士であり、且つ、他社の社外取締役も務められており、当社の税務・会計面及び経営全般の適正の確保をするために有益な人選と考えております。なお、同氏は当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、上記属性項目の一部に該当するものの、当社との間に特段の利害関係はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

内部監査部門が監査等委員会の監査補助を行い、総務担当部門が監査等委員会の事務的補助を行います。当該使用人の人事評価、異動等については、監査等委員会の同意を要し、業務執行取締役からの独立を確保し、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うこととなっております。なお、当社は監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置いておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、会計監査人から職務の執行状況について報告を受けることを通じて、会計監査人の独立性に関する事項や、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保する体制等について確認するとともに、監査結果を共有してまいります。また、内部監査部門と監査計画の策定等について打ち合わせを実施し、必要な指示を行うとともに、監査の実施結果について報告を受けることを通じて、監査機能の強化に努めてまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

社外取締役2名は、いずれも当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員の資格を充たしており、当該社外取締役を全て独立役員に指定しております。
当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」の内容につきましては、最終頁をご参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

2015年６月24日をもってストックオプションの行使期限が満了し、現在は具体的には実施しているものはありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2015年度における当社の社内取締役に対する報酬は4名合計で65，020千円であります。（2015年12月期末時点では、社外取締役は選任しておりません。また、2015年3月26日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任しました取締役1名を含んでおります。）
監査役に対する報酬は3名合計で17，400千円であり、うち社外監査役は2名合計で4，800千円であります。
なお、2016年3月29日開催の第53期定時株主総会決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額を年額150，000千円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額50，000千円以内としております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】更新

監査等委員である社外取締役の専従スタッフは配置しておりませんが、内部監査部門及び総務担当部門においてサポートする体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は、2016年３月29日開催の第53期定時株主総会決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
当社におけるコーポレート・ガバナンス体制につきましては、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。
当社の取締役の員数は９名（監査等委員である取締役３名含む）で、うち２名（監査等委員である取締役２名）は独立した社外取締役であります。
各機関等の体制の概要は、以下の通りであります。

1. 取締役会
取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名及び監査等委員である取締役３名（うち社外取締役２名）で構成され、経営の基本方針、事業計画、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、当社グループの業務執行を厳正に監督いたします。取締役会は、原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時開催いたします。
なお、重要な業務執行の決定については、当社定款において、取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部について取締役に委任することができる旨の規定を設けておりますが、当面は取締役会での審議・決定を原則とし、取締役会付議基準の見直しにより取締役会付議事項を絞り込むことで、取締役会における審議の充実化、監督機能の強化を目指してまいります。

2. 監査等委員・監査等委員会
監査等委員会は、独立した社外取締役２名を含む監査等委員である取締役３名で構成され、原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時開催いたします。監査等委員会は、当社の内部統制システムを活用した監査を行い、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるとともに、必要に応じて、当社及びグループ会社の取締役、業務執行部門に対して報告を求めることができる体制としております。監査等委員は取締役会に毎回出席するほか、代表取締役やグループ会社の代表者、会計監査人との意見交換を実施し、取締役の職務執行の監査・監督を行ってまいります。また、常勤の監査等委員が本部長会やリスク管理委員会等の重要な会議に出席するほか、内部監査部門と連携して工場・事業所等への往査を実施し、実効性のある監査・監督を行ってまいります。
なお、当社は、当社定款の定めにより、監査等委員である取締役３名との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

3. 本部長会
本部長会は、原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時開催いたします。本部長会は、業務執行取締役である代表取締役２名及び本部長３名で構成され、取締役会で決定された経営方針の徹底、利益計画の進捗状況のチェック等を行ってまいります。

4. 会計監査人
当社の会計監査につきましては、仰星監査法人と監査契約を締結しており、2015年度において、監査業務を執行した公認会計士は新田泰生氏及び里見優氏であり、継続監査年数については、２氏共に６年であります。また、監査業務に係る補助者は同監査法人の選定基準に基づき決定されており、その構成は公認会計士５名及びその他３名となっております。
なお、当社は、当社定款の定めにより、同監査法人との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

5. 内部監査体制
当社グループの内部監査は、業務執行部門から独立した内部監査室（１名）が実施しております。内部監査室は、監査等委員会や会計監査人、グループ会社の監査担当役員と連携を執りながら、グループ全体の内部統制の評価を実施しており、その評価結果は取締役会及び監査等委員会に定期的に報告する体制となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、監査役会設置会社として取締役会と監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を整備してまいりましたが、監査を担う者に取締役会における議決権を付与することにより取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の公正性及び透明性を高めるため、監査等委員会設置会社への移行が最良と判断しました。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は12月31日であり、定時株主総会の開催は毎年3月下旬を予定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ（http://www.jpf-net.co.jp）に投資家向け情報として、有価証券報告書、決算短信、事業のご報告等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部内にIR担当部署を配置しております。	
その他	株主向けのIR情報として、決算期及び中間期に事業のご報告を発行し、企業情報を発信しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	2016年3月29日付にて、「経営の基本方針」を制定し、ステークホルダーの皆さまの立場の尊重について明記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、地球環境に悪影響を及ぼす負荷を軽減するために、有害物質の排除や耐久性に優れた製品の提供に努めております。また、豊岡工場において「ISO14001」を、下館工場において「エコアクション21」を取得しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、2006年５月開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、2016年３月に監査等委員会設置会社への移行に伴う変更を行いました。基本方針の内容につきましては、以下の通りであります。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a.取締役及び使用人の職務の執行を監査・監督するため、独立性の高い社外取締役を監査等委員として選任するとともに、業務部門から独立した内部監査部門を設置する。
b.コンプライアンス規程、コンプライアンスマニュアル及びJPFグループ社員行動規範を定め、それらを遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組む。
c.法令・諸規則及び規程に反する行為を早期に発見・是正するため、内部通報制度を整備する。
d.内部監査部門は、内部統制システム構築の基本方針に従い、事業活動が法令及び定款等に準拠して適正・妥当に行われているかを監査し、その結果について社長に報告するとともに、取締役会及び監査等委員会にも報告を行う。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
a.取締役は、重要な職務執行・意思決定に係る情報を記録し、それら情報の保存期限その他の管理体制を整備するものとし、取締役は当該情報を常時閲覧することができる。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a.リスク管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、当社全体のリスク管理体制を明確化する。
b.リスク管理委員会を設置し、組織横断的にリスク状況を監視するとともに全社的対応に努め、各部門が所管業務に付随するリスク管理を適正に行う体制を整備する。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a.取締役会及び本部長会を原則として毎月開催し、経営計画の月次・四半期ごとの業績のレビューを行い、改善策を策定する。
b.職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等により権限と責任の明確化を徹底する。

（5）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
a.関係会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を求める。

（6）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a.リスク管理規程及び関係会社管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。

（7）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a.関係会社管理規程を定め、子会社の統括部門を設置し、子会社の経営自立と合理化の推進、業績の向上について積極的に協力する。
b.当社の役職員を子会社の役職員として派遣し、グループ経営の推進を図る。

（8）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a.JPFグループ社員行動規範を定め、子会社の役職員にも周知徹底する。
b.当社の内部監査部門が子会社の業務についても監査を行い、その結果を当社の取締役会、監査等委員会に報告する。

（9）監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
a.内部監査部門が監査等委員会の監査補助を行い、総務部門が監査等委員会の事務的補助を行う。
b.監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事評価、異動等については、監査等委員会の同意を要するなど取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性を確保する。
c.上記b.の監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。

（10）取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
a.監査等委員は取締役会のほか、本部長会等その他の重要な会議に出席することにより、取締役等からその職務の執行状況を聴取するものとし、関係資料について常時閲覧することができる。
b.取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は以下の重要情報について、発生の都度、速やかに監査等委員会に報告を行う。
ア．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実。
イ．会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事実。
ウ．役職員が法令もしくは定款に違反する行為をしたとき、またはこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨。
エ．その他監査等委員会から特に報告を求められた事項

（11）子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者からの報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
a.当社グループの役職員は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
b.当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。

（12）監査等委員会へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
a.当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
b.当社は内部通報規程において、当社グループの役職員が当社の監査等委員会に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、経営陣から独立した窓口の設置、情報提供者の秘匿、及び当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益扱いの禁止を明記する。

（13）監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
a.当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

（14）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a.監査等委員は、会社のすべての重要情報について常時閲覧することができる。
b.監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と連携して監査を行う。
c.監査等委員会は、グループ監査会を開催することができる。
d.監査等委員会は、グループ会社の代表者から内部統制やリスク管理等についてヒヤリングを行うことができる。

e監査等委員会は、定期的に代表取締役及び管理部門担当取締役と意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けた体制
a. 暴力団等の反社会的勢力とは一切の関係持たないという企業倫理を確立する。
b. 新規取引先との取引開始に当たっては、反社会的勢力が関与していないことを確認する。
c. 反社会的勢力からの不法・不当な要求は断固として拒絶する。
d. 「コンプライアンスマニュアル」及び「JPFグループ社員行動規範」において周知徹底する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明
―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、適時開示に規則上開示が求められる重要情報等の把握・管理について、「内部情報管理規程」等を定め、投資者の判断に重要な影響を与える事実の把握及び情報の適時・適切な開示の徹底を図っております。

JPF コーポレート・ガバナンス図

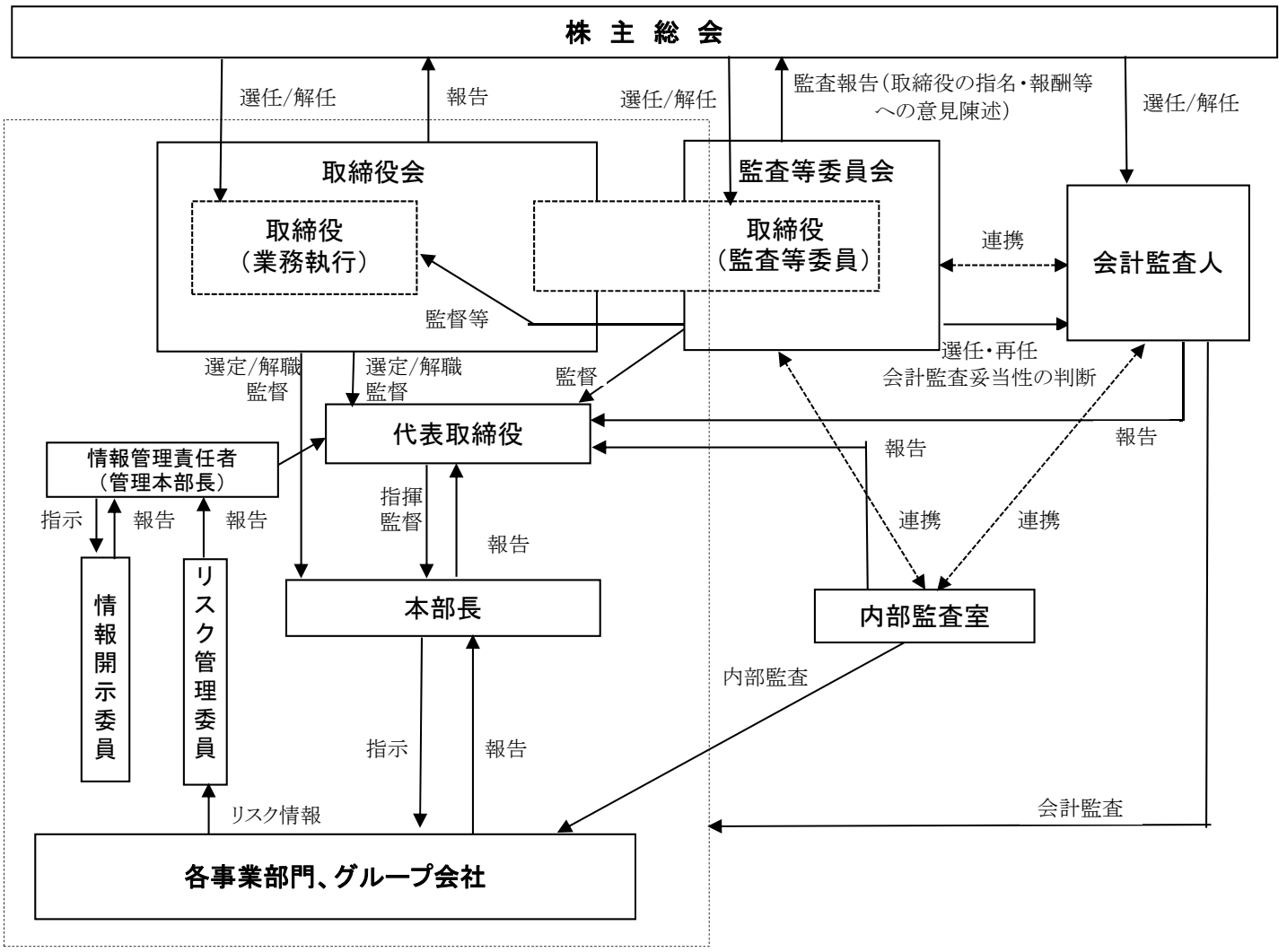

【適時開示体制概要図】

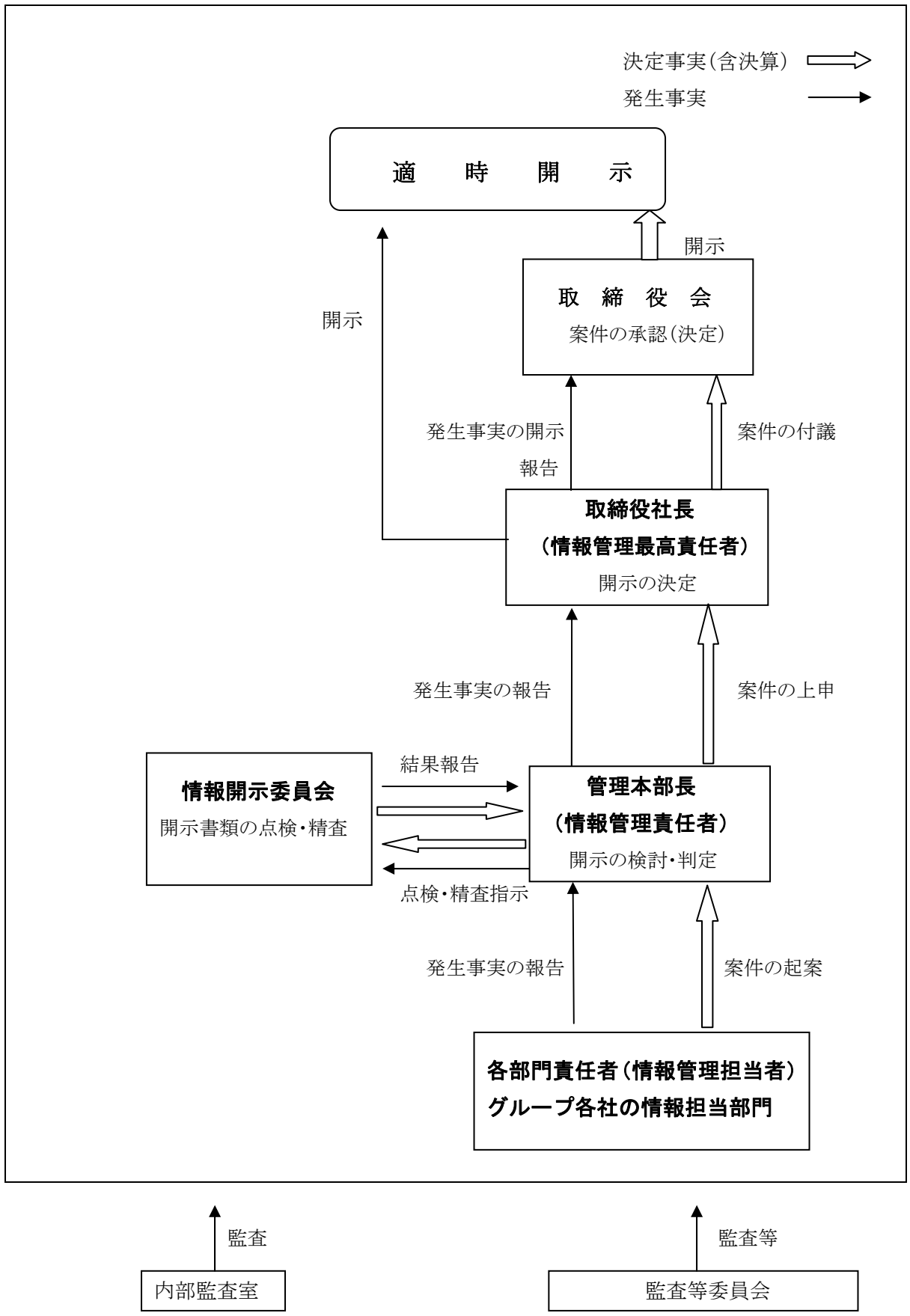
決定事実(含決算)
発生事実
適　時　開　示
開示
取　締　役　会
案件の承認(決定)
開示
発生事実の開示
報告
案件の付議
取締役社長
(情報管理最高責任者)
開示の決定
発生事実の報告
案件の上申
情報開示委員会
開示書類の点検・精査
結果報告
管理本部長
(情報管理責任者)
開示の検討・判定
点検・精査指示
発生事実の報告
案件の起案
各部門責任者(情報管理担当者)
グループ各社の情報担当部門
監査
内部監査室
監査等
監査等委員会

＜社外役員の独立性に関する基準＞（2016年2月26日制定）

当社が指定する独立社外役員は以下の独立性基準を満たすものとする。

1. 本人が、現在又は過去10年間において、当社及び当社の子会社（以下、あわせて「当社グループ」という。）の業務執行者（※1）又はその他の使用人でないこと
2. 本人が、現在又は過去の3年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。
   ① 当社の業務執行者が役員に就任している、又は過去3年間において役員に就任していた他の会社の業務執行者
   ② 当社の主要株主（※2）又は当該主要株主が法人である場合にはその業務執行者又はその他の使用人
   ③ 当社が主要株主となっている会社の業務執行者又はその他の使用人
   ④ 当社グループの主要な取引先（※3）の業務執行者又はその他の使用人
   ⑤ 当社グループの会計監査人又はその社員等として当社グループの監査業務を担当している者
   ⑥ 当社グループの主要な借入先（※4）の業務執行者又はその他の使用人
   ⑦ 当社グループより役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている法律、会計、税務等の専門家その他コンサルタント等
   ⑧ 当社グループより一定額を超える寄付金（※5）を受領している団体の業務を執行する者
3. 本人の近親者（配偶者及び二親等内の親族）又は生計を一にする者が、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと。
   ① 現在又は過去3年間における当社グループの業務執行者
   ② 現在、上記2①～⑧に該当する者
4. 上記1～3の定めに関わらず、当社グループと利益相反関係が生じる特段の事由が存在しないこと。

※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、理事、その他これらに類する役職者（業務を執行する者に限る。）及び執行役員等の重要な使用人をいう。

※2 主要株主とは、議決権保有割合10%以上の株主をいう。

※3 主要な取引先とは、当該取引先の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループより受けた先もしくは、当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを行っている先をいう。

※4 主要な借入先とは、当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。

※5 一定額を超える寄付金とは、過去3事業年度のいずれかにおいて、年間1,000万円以上又は当該団体等の連結売上高もしくは総収入の10%以上の金額をいう。